

大口町告示第40号

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

大口町長 鈴木雅博

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定等に関する要綱（平成29年大口町告示第11号）の一部を次のように改正する。

様式第2中

「

変更があった事項		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	
6	定款・寄附行為等及びその登録事項証明書又は 条例等(当該事業に関するものに限る。)	
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	(変更後)
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	サービス費の請求に関する事項	
11	役員の氏名及び住所	
12	その他	

」

を

「

変更があった事項		変更の内容
1	事業所・施設の名称	(変更前)
2	事業所・施設の所在地	
3	申請者の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名、住所及び職名	
6	登録事項証明書又は条例等(当該事業に関するものに限る。)	(変更後)
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等	
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	
9	運営規程	
10	その他	

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。